

～正しい申告と納税にご協力ください～

サラリーマンの所得税の還付申告

☆昨年中にローンで家を建てた人

●申告に必要なもの（申告書に添付し提出していただきます）

- ①家屋の登記簿謄（抄）本または登記事項証明書（法務局で発行）など
- ②建築確認通知書の写しまたは、増改築等工事証明書など（増改築の場合）

③家屋の取得価格・取得年月日のわかるもの（売買契約書、建築工事の請負契約書、領収書などの写し）

※住宅ローンに含まれる敷地などの購入に係るローンなどについてこの

控除の適用を受ける場合は、その敷地などの登記簿謄（抄）本、その敷地などの分譲に係る契約書などで、

その敷地などの取得価額・取得年月日を明らかにする書類またはその写しが必要です。

④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（借入先の金融機関で発行）

⑤住民票（平成14年1月1日以降発

行のもの） ※住民票の異動がない場合は入居した年月日が明らかになる書類が必要です。

⑥源泉徴収票

⑦認め印

※出張申告相談会場には、契約書などのコピーを必ずお持ちください。その場でコピーはできません。

※住宅借入金等特別控除とあわせて住宅取得資金等贈与の特例を受けるために、贈与税の申告をする人は、出張会場及び市役所では受け付けできませんので刈谷税務署へお出かけください。

☆一定額以上の医療費を支出した人

●申告に必要なもの

①治療費、医療品の購入などの領収書（領収書の日付が平成13年中のもの）

②国民健康保険の高額療養費、社会保険、生命保険、損害保険からの給付金など補てんされる金額の明細書

③源泉徴収票

④認め印

☆一定額以上の災害・盗難にあった人

●申告に必要なもの

①り災証明書など被害を証明するもの

②損害金額のわかるもの

③保険金などで補てんされる金額の明細書

④源泉徴収票

⑤認め印

☆昨年の途中で退職して年末調整の済んでいない人

●申告に必要なもの

①所得控除が済んでいない事項について、その明細のわかるもの

②源泉徴収票

③給与から控除された以外の社会保険料、生命保険料及び損害保険料の証明書などその支払金額のわかるもの

④認め印

* 所得税が還付になる人は、還付金の受取口座（本人名義に限る）の金融機関名、口座番号をご確認のうえお越しください。

なお、ここに記載した内容は基本的な事項の説明です。詳しくは、刈谷税務署（☎216211）、市役所市民税課または、申告会場（相談会場）でお尋ねください。また、会場は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。なお、車の駐車は、婦人会館周辺の駐車場をご利用ください。

